

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市労働報酬等審議会				
事務局 (担当課)		契約課 電話042 - 769 - 8217 (直通)				
開催日時		平成31年3月25日(月) 15時00分～16時30分				
開催場所		相模原市役所 会議室棟2階 第3会議室				
出席者	委員	6人(別紙のとおり)				
	その他					
	事務局	5人(財務部長、契約課長、他3人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会 2 議題 (1) 相模原市公契約条例の施行状況について 3 報告事項 (1) 公共工事設計労務単価の改定に伴う平成30年度対象工事請負契約の労働報酬下限額の改定及び平成31年度対象工事請負契約の労働報酬下限額の設定について 4 その他 次回の審議会について 5 閉会				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

1 開 会

2 議 題

(1) 相模原市公契約条例の施行状況について

事務局より資料説明の後、質疑応答を行った。

○ヒアリングの際に聴取した意見についてはどのように回答しているか。

その場で答えるというより、審議会で報告としている。

○公契約条例対象でない現場にも聞きに行ってほしい。人手不足などもあり下請け業者は公契約条例対象ではない工事は請けたがらない。

○介護の現場では賃金がうなぎ上りである。公契約条例対象の業務委託はあるが、実態とは異なる。

○高山市などの理念条例とはどういうものか。

労働報酬下限額がなく、理念が示されているのみの条例である。

○視察の箇所が増えたことは評価できる。ぜひ、一緒に視察に行きたい。

前向きに検討する。

3 報告事項

(1) 公共工事設計労務単価の改定に伴う平成 3 0 年度対象工事請負契約の労働報酬下限額の改定及び平成 3 1 年度対象工事請負契約の労働報酬下限額の設定について事務局から資料説明の後、質疑応答及び審議を行った。

○公共工事設計労務単価について、国土交通省が行う調査をもとに出しているが、変な取り方、聞き方をされる。しかし、実態調査を行っているものがこれしかない。

○インフレスライド条項などによる契約変更など計算が複雑で手間も多いと聞いている。また、担当課がよくわかっていないこともあるので周知してほしい。

○設計労務単価が実態の感覚より高いように思う。理由は？

基本給のほかに手当や賞与などが含まれている。

4 その他

次回の審議会の開催予定について確認した。

5 閉 会

相模原市労働報酬等審議会委員出欠席名簿

氏名	区分	所属等	備考	出欠席
甲斐田 沙織	学識経験のある者	神奈川県弁護士会所属 弁護士		出席
中屋 裕仁	学識経験のある者	神奈川県社会保険労務士会所属 特定社会保険労務士	会長	出席
川崎 晴彦	労働者団体の代表者	日本労働組合総連合会神奈川県連 合会相模原地域連合議長		出席
中間 忠良	労働者団体の代表者	全国建設労働組合総連合相模原市 建設労働組合協議会事務局長		出席
草薙 喜義	事業者	相模原商工会議所 3号議員		出席
篠崎 栄治	事業者	相模原商工会議所 3号議員 建設業部会		出席

(敬称略・区分ごと五十音順)